

浜松市UD・男女共同参画推進本部設置要綱

(設置)

第1条 ユニバーサルデザイン及び男女共同参画に関する施策を総合的かつ効果的に推進するため、浜松市UD・男女共同参画推進本部（以下「推進本部」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 推進本部の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) ユニバーサルデザイン計画及び男女共同参画計画に基づく事業の推進に関すること。
- (2) ユニバーサルデザイン及び男女共同参画に関する施策の連絡調整に関すること。
- (3) その他ユニバーサルデザイン及び男女共同参画の推進に関すること。

(組織)

第3条 推進本部は、本部長、副本部長及び本部員をもって組織する。

- 2 本部長には市民部を主管する副市長を、副本部長には他の副市長をもって充てる。
- 3 本部員には、別記1に掲げる職にある者をもって充てる。

(幹事会)

第4条 推進本部に幹事会を置き、幹事会は幹事長及び幹事をもって組織する。

- 2 幹事長にはUD・男女共同参画課長をもって充て、幹事には別記2に掲げる職にある者をもって充てる。
- 3 幹事会は、推進本部の所掌事務について検討を行う。
- 4 幹事長は、必要に応じ議事に関係する課の幹事をもって、幹事会を開催することができる。

(推進員)

第5条 推進本部に推進員を置く。

- 2 推進員は、各課の課長補佐若しくは課長補佐級職員1名をもって充てる。
- 3 推進員は、自らが所属する課の事業において、ユニバーサルデザイン及び男女共同参画の推進に努める。

(会議)

第6条 推進本部は本部長が、幹事会は幹事長が必要に応じて招集する。

- 2 前項の規定にかかわらず、庁議において第2条に掲げる推進本部の所掌事務に関する審議、報告、連絡等が行われた場合は、当該庁議を推進本部の会議とみなす。
- 3 前2項にかかわらず、幹事長は必要に応じ議事に関係する課の所属長または、推進員を招集し会議を開催することができる。

(意見の聴取)

第7条 推進本部は、必要に応じて学識経験者等の意見を聴くことができる。

(庶務)

第8条 推進本部の庶務は、UD・男女共同参画課において行う。

(雑則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、推進本部に関し必要な事項は本部長が定める。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

別記1(第3条関係)

教育長 水道事業及び下水道事業管理者 技術統括監 政策補佐官 危機管理
監 企画調整部長 総務部長 財務部長 財務部税務担当部長 市民部長 市
民部文化振興担当部長 健康福祉部長 健康福祉部医療担当部長 保健所長
こども家庭部長 環境部長 産業部長 産業部観光・ブランド振興担当部長 産
業部農林水産担当部長 都市整備部長 都市整備部花みどり担当部長 土木部
長 デジタル・スマートシティ推進事業本部長 中区長 東区長 西区長 南区
長 北区長 浜北区長 天竜区長 会計管理者 消防長 学校教育部長 議会
事務局長

別記2(第4条関係)

危機管理課長 企画課長 人事課長 財政課長 税務総務課長 市民生活課長
創造都市・文化振興課長 福祉総務課長 健康医療課長 保健総務課長 次世
代育成課長 環境政策課長 産業総務課長 農業水産課長 都市計画課長 緑
政課長 道路企画課長 中区区振興課長 東区区振興課長 西区区振興課長
南区区振興課長 北区区振興課長 浜北区区振興課長 天竜区区振興課長 会
計課長 消防総務課長 上下水道総務課長 教育総務課長 選挙管理委員会事
務局次長 人事委員会事務局次長 監査事務局次長 農業委員会事務局次長
議会総務課長